

＜学校において予防すべき感染症＞

「学校保健安全法施行規則」一部改正：令和5年4月28日公布

分類	該当感染症	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、中東呼吸器症候群（MERS）	医師が治癒したと認めるまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発覚した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂痂化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症から5日間が経過し、かつ症状が軽くなった後1日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、感染性胃腸炎、手足口病、伝染性紅班、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症等）	医師において感染のおそれがないと認めるまで